

恵那市リニアまちづくり基盤整備計画策定委員会設置要綱

(設置)

**第1条** リニアまちづくり構想に掲げた施策を基に基盤整備計画を策定するに当たって、実施事業を明確化し、事業を具体的に示してリニア効果を生かしたまちづくりに取り組むため、恵那市リニアまちづくり基盤整備計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 委員会は、リニアまちづくり構想に基づく恵那市リニアまちづくり基盤整備計画の策定に関する事項その他市長が必要と認める事項を所掌する。

(委員)

**第3条** 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域自治区を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 商工機関関係者
- (4) 観光機関関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員会は、前項の委員のほか、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

4 オブザーバーは、市長が委嘱する。

5 オブザーバーは、委員会の求めに応じて委員会の会議に出席し、専門的見地から助言又は協力を行うものとする。

(任期)

**第4条** 委員の任期は、委嘱の日から恵那市リニアまちづくり基盤整備計画の策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長の指名する者とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、建設部リニアまちづくり課において処理する。

(委任)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が会議に諮って定める。

**附 則**

この告示は、告示の日から施行する。